

高等学校授業料の減免の基準を定める規程

高等学校授業料減免規程（昭和52年3月17日教育委員会決定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、和歌山県使用料及び手数料条例（昭和22年和歌山県条例第28号）別表第1第1項第1号に定める高等学校の授業料（以下「授業料」という。）の同条例第3条の規定による減免について、その対象者、要件、免除額及び期間の基準を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）をいう。
- (2) 令 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）をいう。
- (3) 高等学校等 法第2条に規定する高等学校等をいう。
- (4) 県立学校 和歌山県立中学校及び高等学校設置条例（昭和31年和歌山県条例第67号）第2条の和歌山県立高等学校をいう。
- (5) 就学支援金 法第3条第1項に規定する就学支援金をいう。
- (6) 学び直し支援金 高等学校等を卒業又は修了していないこと、高等学校等を退学したことがあること、法第3条第2項第3号に該当しないことその他県が定める要件を満たす者が県立学校に就学した場合に、当該就学に係る授業料に充当するため県が支給する給付金をいう。
- (7) 納入義務者 授業料の納入義務を負う者。この場合において、当該納入義務を負うもの以外に令第1条第1項に規定する就学に要する経費を負担すべきものがある場合は、そのものを含む。

（対象者）

第3条 授業料の減免の対象となる納入義務者として基準となるべき者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、当該授業料に係る生徒に学習意欲のある場合に限る。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者及びそれに準ずる程度に困窮している者（以下「準要保護者」という。）。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。
 - ア 就学支援金又は学び直し支援金を受給することができる者
 - イ 生活保護法第11条第1項第7号に規定する生業扶助（授業料に相当するものに限る。）を受給している、又は受給するに至った者
- (2) 法第3条第2項第3号の規定に該当しない者であって、かつ、就学支援金及び学び直し支援金を受給することができないもの又は就学支援金及び学び直し支援金を受給してもなお授業料の納入義務を負うもの。ただし、高等学校等（修学年限が3年未満のものを除く。）を卒業し、又は修了したものを除く。

2 減免は、納入義務者の申請により行うものとする。

（貧困者減免の要件）

第4条 前条第1項第1号に規定する者に対する減免（以下「貧困者減免」という。）の要件の基準は、減免を申請した納入義務者（以下「申請者」という。）が属する世帯全員の年間収入額（以下「申請者収入額」という。）が、生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）を参酌した額（

以下「参酌基準額」という。)以下であることとする。

- 2 参酌基準額は、要保護者のものと準要保護者のものを区分するものとする。
- 3 申請者収入額の算定方法及び参酌基準額は、和歌山県教育委員会教育長が定める。

(就学支援金相当減免の要件)

第5条 第3条第1項第2号に規定する者に対する減免(以下「就学支援金相当減免」という。)の要件の基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

(1) 生徒が法第3条第2項第2号に規定する月数(令第2条第2項の規定により当該月数を4分の3に相当する月数として計算した月数を含む。)を超えて高等学校等に在学していること。

(2) 生徒が単位制の課程に在学し、当該生徒が就学支援金を受給している場合であって、次に掲げる単位数の合計が74を超えたこと。

ア 減免の申請があった月(以下「申請月」という。)の属する年度の前年度までに履修を開始した科目であって当該科目を履修する期間を満了した単位数(当該生徒が在学している県立学校以外の高等学校等で履修する期間を満了したものを含む。)

イ 申請月の属する年度において申請月の前月までに履修を開始した科目の単位数。ただし、就学支援金の支給に係る科目の単位数に限る。

ウ 申請月に履修を開始した科目のもの

(3) 生徒が単位制の課程に在学し、当該生徒が学び直し支援金を受給している場合であって、履修を開始した科目の単位数に係る授業料を当該科目を履修する期間で除した額の合算額(以下「除した授業料の合算額」という。)が支給限度額(令第3条第3号及び第4号に規定する額をいう。)を超えたこと。

(4) 生徒が就学支援金又は学び直し支援金を受給している場合であって、当該受給に係る生徒が転学したこと。ただし、当該生徒が通信制の課程に在学していた場合に限る。

(免除額)

第6条 貧困者減免により免除される授業料の基準額は、申請者が要保護者であるときは、当該申請に係る授業料の全額を、申請者が準要保護者であるときは、当該申請に係る授業料の半額とする。

2 就学支援金相当減免により免除される授業料の額の基準は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前条第1号に該当する場合 減免の申請があった授業料の全額

(2) 前条第2号に該当する場合 74単位を超過して履修を開始した単位数に係る授業料の全額

(3) 前条第3号に該当する場合 除した授業料の合算額から支給限度額を差し引いた額

(4) 前条第4号に該当する場合 当該減免に係る生徒が転学前に履修を開始した全ての単位数に係る授業料から当該単位について受給した就学支援金又は学び直し支援金の額を差し引いた額

(期間)

第7条 授業料を減免する期間(以下「減免期間」という。)の基準は、申請月から当該申請月が属する年度の末月までとする。

2 減免期間は、延長することができないものとする。この場合において、減免期間終了後も減免を行う

場合は、再度の申請によるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年3月31日までに申請がなされた授業料の減免については、なお従前の例による。

3 第5条第2項第4号及び第6条第2項第4号の規定中「転学」とあるのは、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間は、「転学、退学又は卒業」と読み替えて適用する。